

幸区役所窓口呼出番号表示システム等導入に伴う企画提案募集要項

1 趣旨

幸区役所では、窓口において来庁者の呼出を行うための番号表示システム等（ディスプレイ、番号発券機など一式）を導入するにあたり、設置費用や運営経費等の削減を図るとともに広告的収入等の確保に繋がる企画提案を募集する。

2 募集概要

応募者から受けた企画提案の内容を総合的に評価し、最も優れていると認める事業者を設置事業者として選定するものである。（プロポーザル方式）

なお、応募者が設置運用事業に関して行う企画提案の内容は、別紙「幸区役所窓口呼出番号表示システム等導入に伴う運用事業仕様書」に定められた内容の全てを満たすものでなければならない。

3 設置場所

川崎市幸区役所（〒212 - 8570 川崎市幸区戸手本町1 - 11 - 1）

1階（区民課、保険年金課）及び2階（児童家庭課）

4 システム等設置・運用の期間等

システム等設置・運用の期間、広告掲載の開始日等、運用の期間は、いずれも令和2年5月7日から令和7年5月6日までの5年間。年間の想定開庁日は平日（月曜から金曜の午前8時30分～午後5時15分）およそ243日。土曜日（午前8時30分～午後12時45分）は25日。

なお、機器の設置及び撤去に要する工事等に必要な期間は、事前に調整するものとする。

5 応募資格

- ・「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」に規定する規制業種・事業者でないこと。
- ・地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ・川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- ・会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ・川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

6 申し込み方法等

(1) 申込受付期間

令和元年12月2日（月）から令和元年12月20日（金）17時まで（必着）
（土曜日、日曜日及び祝日は除く）

(2) 申込受付場所

〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1
幸区役所1階区民サービス部区民課

(3) 提出書類

ア 企画提案参加意向申出書（様式1）（1部）

イ 会社案内等法人概要がわかるもの（1部）

ウ 役員等氏名一覧及び同意書（1部）

エ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

申込前3か月以内に取得した原本1部を提出してください。

オ 代表者の印鑑証明書（法務局に届出したもの）

申込前3か月以内に取得した原本1部を提出してください。

カ 国税の納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

申込前3か月以内に取得した原本1部を提出してください。

キ 市税の納税証明書（川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ）

(ア) 法人市民税

申込時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書（滞納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

(イ) 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

平成29年度及び30年度の納税証明書（滞納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

(ア)(イ)いずれも申込前3か月以内に取得した原本を提出してください。

(4) 提出方法

申込受付期間内に（3）の提出書類を、持参又は郵送（必着）により提出すること。

(5) 質問等への対応

募集要項及び仕様書の記載内容に関し質問や確認事項がある場合は、12月20日（金）17時までに、9「問い合わせ先」へメールで問い合わせること。質問に関する回答は、約1週間後を目途に回答する。

※質問・回答等の内容は、質問者の社名を伏せた状態で他の参加申込者と共有することとなる点に留意すること。

7 申込後の流れ

(1) 応募資格の確認

申し込みのあった事業者を対象として、応募資格の確認を行い、その結果を企画提案参加通知書により通知します。

(2) 企画提案書の事前提出

通知を受けた事業者は、令和2年1月10日（金）までに企画提案書10部を、持参又は郵送

(必着)により幸区役所区民サービス部区民課まで提出すること。企画提案書は、A4版横書きで表紙を除き30ページ以内とする。必須記載事項は、官公庁等における広告付き窓口呼出番号表示システムの現在の類似業務の実績、および、別表「評価基準」に関する事項とする。なお、提出した資料は返却しないものとする。

(3) 企画提案評価委員会の開催

提出された企画提案書によりプレゼンテーションを行っていただき、別表「評価基準」に基づき幸区役所窓口呼出番号表示システム等導入に係る企画提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）において審査を行う。

(4) プレゼンテーション（日程等の詳細は後日通知する）

ア 実施日

令和2年1月下旬頃

イ プレゼンテーション概要

申込業者ごとに、市に対して企画提案書の内容説明を持ち時間25分間で行い、これに引き続き15分間を目途に質疑応答を行う（所要時間40分間程度）

(5) 事業者の選定

ア 評価委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、内容を総合的に評価し、1事業者を選定する。

イ 評価については、別表「評価基準」に関する事項で行うものとし、出席した提案評価委員会委員（以下「委員」という。）が5段階で評価を行う。

ウ 各委員の持ち点について、別表「評価基準」の各項目の評価点は、委員一人につき100点を満点とするが、事業者から独自提案があった場合は、委員一人につき最大10点まで加点対象とし、各項目の評価点と併せて、委員一人につき合計110点を満点とする。

エ 最終的な評価は、出席委員の総合計点による比較とし、1業者を選定する。ただし、別表「評価基準」の各項目の評価点（加点対象分を含まない。）について、出席委員の総合計点が配点の10分の6未満の場合は、最も高い点を得た提案であっても決定事業者としないものとする。また、各項目の評価点（加点対象分を含まない。）について、出席委員の合計が配点の10分の3以下の得点である項目が1つでも存在する場合には、委員会は合議を行い、企画提案書の評価点が最も高い提案者であっても決定事業者として選定しないことができる。

オ エの事項に該当する場合や辞退等を行った場合は、次に評価点が高い提案者を繰り上げて決定事業者とする。

(6) 選定後の流れ

ア 審査の結果については、選定結果にかかわらず令和2年1月下旬までに文書で通知する。なお、評価の内容についての問い合わせには応じない。

イ 決定事業者は、幸区役所と必要事項を協議の上、速やかにシステム等の設置及び運用に関する協定を川崎市と締結する。

8 申込み、企画提案書作成及びプレゼンテーションに要する経費は、応募者の負担となります。

9 問い合わせ先

幸区役所区民サービス部区民課 担当：北澤

電話 044-556-6615 E-mail 63kumin@city.kawasaki.jp

別表「評価基準」

評価項目		配点
1 業務理解度に関すること		10
(1)	提案の実現性や実施体制について、仕様書に沿った内容が示されている。	10
2 システム運営の安定性に関すること		20
(1)	窓口呼出番号表示システムについての豊富な実績がある。	10
(2)	広告事業の実績等含めて安定した運営がなされている。	10
3 区役所窓口の利用環境の向上や、来庁者の利便性に関すること		40
(1)	設置後のイメージが具体的に示され、周囲との調和がとれた提案となっている。	10
(2)	ディスプレイ画面からの来庁者への行政情報や地域情報の提供の有用性について、放映構成も示しながら説明されている。	15
(3)	来庁者の待ち時間の有効活用についての考え方や、混雑緩和に繋がる提案が示されている。	15
4 番号表示システム等導入にあたっての設置・維持管理や、広告料収入に関すること		15
(1)	設置にあたっての安全対策や維持管理の費用負担の考え方が具体的に示された提案となっている。	5
(2)	市への広告料収入に対する考え方が示されている。	10
5 システムトラブル時等の対応に関すること		15
(1)	システムトラブル時の対応についての考え方が示されている。	10
(2)	設置機器により損害を与えた時の対応についての考え方が示されている。	5
6 独自提案に関する加点評価		10
(1)	システム上の付加価値的な機能や、区にとって有益となる事柄についての提案がなされている。	10